



広告掲出についてのお願い

①広告掲出のご希望に対しては、必ず事前に広告媒体の空き状況をご確認ください。

路線バスにおける広告については、営業所単位でお受け致します。路線単位ではお受けすることはできません。予めご了承下さい。

(弊社の主な営業所) 平成26年5月現在

- ・鹿児島営業所 (主に鹿児島市内路線) 174 台保有
- ・川内営業所 35 台保有
- ・空港自動車営業所 38 台保有 (内 21 台エアポートシャトルバス)
- ・出水営業所 38 台保有
- ・伊佐出張所 17 台保有

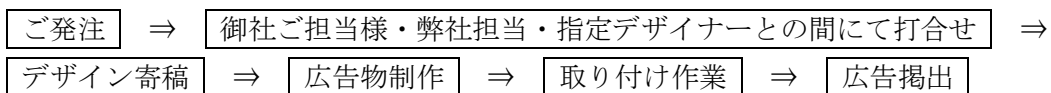
②次に掲げる広告につきましては、掲出をお断りさせて頂く場合がございます。

- ・公の秩序または善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- ・美観及び景観を害するおそれのあるもの
- ・顕著に誇張した内容または、不健全な内容、不快感を与えるおそれのあるもの
- ・その他、弊社が不相当と認めるもの

③地方公共団体の景観条例等の規制を受ける場合があります。

発注から広告掲出までの基本的な流れ

(デザインから指定業者にて行う場合)



*広告物をお持込になる場合などは、上記の流れとは異なります。詳しくは、弊社担当までお問い合わせください。

